

「決算認定」 基礎知識

芽室町議会予算決算特別委員会

【決算認定】

- 「決算認定」の位置付けとは…
 - 「決算認定」に臨む議員の心構えとは…
-
- ① 予算は議会で議決したものです。決算はその「確認」が主です。
 - ② 事務事業の「内容」を「質疑」する場ではありません。
 - ③ 「質問」とは異なります。（「質問」と「質疑」は異なります。）
 - ④ 基本的には、次年度予算に関する「質疑」とも異なります。
 - ⑤ あくまでも、年度当初に議決した予算執行等の確認です。
 - ⑥ 収入・支出が適法か？正当に行われたか？成果は何か？
 - ⑦ これらを「確認・審査」することです。
 - ⑧ 決算審査に臨むにあたり、「事前の調査」が必要です。
 - ⑨ 不明な点は町（担当課・係）に調査し、把握することが必要です。
 - ⑩ 過去の決算審査、予算審査等の状況把握は必須です。

● 「決算認定」の意義と効果とは…

議会が、一会計年度の歳入歳出予算の執行の実績である決算について、その内容を審査した上で、収入・支出が適法かつ正当に行われたかどうかを確認することであり、議決事件の一つである（地方自治法第96条）。

長は、監査委員の審査に付した決算を、次年度の通常予算（当初予算）を審議する会議までに、決算を議会の認定に付さなければならない（地方自治法第233条第3項）。

決算認定は、予算が、当該会計年度の歳入、歳出についての予定的見積りであるため、この執行段階においては、当初の予測そのままに必ずしも執行運営されていくものとはいえず、また、歳入歳出予算のうち議決対象となるのは、款・項・目・節のうち款、項に限られており、具体的に事業内容については、広く執行段階に任されていることなどから、歳入歳出予算の執行の実績、結果について、改めて議会に批判、監視の機会を与え、当該地方自治体の財政運営の適正を期すこととしているからである。

したがって、決算審査にあたっては、議会として、法令、条例、規則等関係法規に対する適合関係、計数的正誤等にとどまらず、過去の財政運営を通じて問題点を発見し、将来の財政運営にこれを反映させるといった視点からの検討も期待されているものといえる。

決算審査の結果、法令等の違反など重大な問題が発見されたような場合には、議会としてこれを不認定とすることもあり得る。仮に認定しなかった場合でも、すでに行われた予算執行の効力には何ら影響しないものと解されているものの、長の政治的、道義的責任が問われるケースがある。

決算を認定することの意義は、長の予算執行の政治責任を解除するところにあるといえる。

なお、決算の認定を受けたときは、長は認定に関する議決及び監査委員の意見と併せて、都道府県にあっては、総務大臣、市町村にあっては都道府県知事に報告し、かつ、その要領を住民に公表しなければならない（地方自治法第233条第6項）